第九十一条第一項中「第八十八条第三項」を「第八十八条第二項」に改め、同条第二項中「第八十八条第四項」を「第八十八条第三項」に改める。

第九十二条中「第八十八条第四項」を「第八十八条第三項」に改める。

第九十二条の二及び第九十二条の三中「第八十八条第五項」を「第八十八条第四項」に改める。

別表第六の二を削る。

別表第七中「第八十六条、第八十八条」を「第八十五条、第八十六条」に改め、同表の二十一の項中「）、電離則第十五条第一項の放射線装置室、電離則第二十二条第二項の放射性物質取扱作業室又は電離則第二条第二項の放射性物質に係る貯蔵施設」を「以下この項において同じ。）」に、「上欄に掲げる機械等」を「放射線装置」に改め、「放射線装置にあつては」及び「、その他の機械等にあつては放射線装置室等摘要書（様式第二十八号）」を削る。

別表第九第八十九条の二第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダムの建設の仕事を除く。）の項中「第八十九条の二第二号」を「第八十九条第一号」に改め、同表第八十九条の二第三号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、同条第二号、第三号の二及び第三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。）の項中「第八十九条の二第二号」を「第八十九条第二号」に、「第八十九条の二第三号」を「第八十九条第三号」に、「第八十九条の二第四号」を「第八十九条第四号」に、「第八十九条の二第六号」を「第八十九条第六号」に改める。

様式第二十号を次のように改める。

様式第20号（第86条関係）

機　械　等　設置・移転・変更届

事業の種類		事業場の名称		常時使用する労働者数	
設置地		主たる事務所の所在地		電話（　）	
計画の概要					
製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数	種類等	取扱量	従事労働者数		
			男	女	計
参画者の氏名		参画者の経歴の概要			
工事着手予定年月日		工事落成予定年月日			

年　月　日

事業者　職　氏　名　㊞

労働基準監督署長　殿

備考

1　表題の「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。

2　「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。

3　「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。

4　「計画の概要」の欄は、機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入すること。

5　「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第７の13の項から25の項まで（22の項を除く。）の上欄に掲げる機械等の設置等の場合に記入すること。

この場合において、以下の事項に注意すること。

イ　別表第７の21の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「種類等」及び「取扱量」の記入は要しないこと。

ロ　「種類等」の欄は、有機溶剤等にあってはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第１条第１項第３号から第５号までに掲げる区分を、鉛等にあってはその名称を、焼結鉱等にあっては焼結鉱、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等にあっては四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんにあっては粉じんとなる物質の種類を記入すること。

ハ　「取扱量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第７の14の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は焼結鉱の種類ごとに記入すること。

ニ　「従事労働者数」の欄は、別表第７の14の項、15の項、23の項及び24の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、合計数の記入で足りること。

6　「参画者の氏名」及び「参画者の経歴の概要」の欄は、型枠支保工又は足場に係る工事の場合に記入すること。

7　「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴、勤務年数等を記入すること。

8　別表第７の22の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「事業場の名称」の欄には建築物の名称を、「常時使用する労働者」の欄には利用事業場数及び利用労働者数を、「設置地」の欄には建築物の住所を、「計画の概要」の欄には建築物の用途、建築物の大きさ（延床面積及び階数）、設備の種類（空気調和設備、機械換気設備の別）及び換気の方式を記入し、その他の事項については記入を要しないこと。

9　この届出に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。

10　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

様式第二十号の三及び様式第二十号の四を次のように改める。

様式第20号の３（第87条の５関係）

計画届免除認定証

住所

氏名又は名称

代表者の氏名

認定年月日

認定事業場の名称

認定事業場の所在地

認定番号

有効期限

右記の事業場は、労働安全衛生法第八十八条第一項ただし書の規定による認定を受けた事業場であることを証する。

平成　年　月　日

労働基準監督署長　印